

## 非対面型サービス導入支援事業にて不支給・減額支給となった 中小企業に対して特別相談窓口を設置します

(公財)東京都中小企業振興公社では、コロナ禍において、オンラインサービスの導入などに必要となる経費の助成を行う非対面型サービス導入支援事業を昨年7月末まで行っており、審査の結果、不支給・減額支給とならざるを得なかった中小企業の皆さまに対して、その理由の説明に加え、その他支援策のご案内などを行っているところです。

この度、支給できなかった中小企業などを対象として、今後の経営安定化や新たな事業展開を支援するための特別相談窓口を設置し、経営相談や専門家派遣を実施します。

### 1 特別相談窓口の設置（令和3年4月6日より設置）

対 象：非対面型サービス導入支援事業にて不支給や減額支給となった中小企業  
対 応 内 容：中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家が、資金繰り等の経営課題について助言を行います。  
問 合 せ 先：(公財)東京都中小企業振興公社 助成課 非対面型サービス導入支援事業担当  
電話：03-6260-7064  
※当該助成金の不支給や減額理由のお問い合わせについても、  
上記窓口までお願いします。  
相 談 時 間：平日9:00～17:00  
相 談 場 所：東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5F  
(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課

### 2 専門家の派遣（令和3年4月6日より開始）

対 象：非対面型サービス導入支援事業にて不支給や減額支給となった中小企業  
(上記、相談窓口で相談を実施した上で、本支援が必要と認められる中小企業)  
支 援 内 容：中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善等に向けたアドバイ  
スを実施（1社あたり4回まで・無料）  
問 合 せ 先：上記、非対面型サービス導入支援事業担当  
(03-6260-7064) までお願いします。

<問い合わせ先> (公財)東京都中小企業振興公社 助成課 03-6260-7064